

■諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

【要旨】

人権擁護委員伊賀修氏の任期が令和2年9月30日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものです。

【推薦をする者の氏名等】

住 所	四万十町久保川 [REDACTED]
氏 名	伊賀 修 （いが おさむ）
生年月日	[REDACTED] （67 歳）
推薦理由	伊賀氏は、昭和54年から平成26年3月までの35年間、公立学校で教職に携わり、在職中は学校教育全体の中で人権問題にも関わってこられました。 現在は、本町の教育相談員として活動される傍ら、四万十町人権教育研究協議会十和支部長としても活動されていることから、人権教育や啓発活動に対する高い見識をお持ちであり、人権擁護委員として最適任者であると考えています。

【根拠法令】

人権擁護委員法（抜粋）

（委員の使命）

第2条 人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とする。

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 （略）

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 （略）